

## 経済学部への転部・転専攻学生の既修得単位等の認定に関する内規

令和4年10月1日制定

### (目的)

第1条 この内規は、経済学部へ転部・転専攻を許可された者の転部・転専攻前の既修得単位等の単位認定に関する事項について定めることを目的とする。

### (単位認定及び卒業必要単位数)

第2条 転部・転専攻を許可された者が、転部・転専攻前の学部・専攻において修得した単位を、転部・転専攻先における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定するものとする。

2 前項により認定する単位数及び卒業必要単位数等は、原則として以下のとおりとする。

(1) 2年次に転部・転専攻する者については、新所属先の基礎科目8単位分を全て「T0」認定、全学共通科目ならびにキャリア科目は転部・転専攻前に単位修得済の科目について「T0」認定に置き換えるものとする。また、新所属先の基礎専門科目は他学部・他専攻履修等により既に単位修得されている科目についてのみ、同科目を「T0」認定するものとする。

(2) 3年次に転部・転専攻する者については、新所属先の基礎科目8単位ならびに基礎専門科目30単位を「T0」認定、全学共通科目ならびにキャリア科目は転部・転専攻前に単位修得済の科目について「T0」認定に置き換えるものとする。

(3) 転部学生の受け入れにあたっては、経済学部のカリキュラムに設置されていない旧所属先の専門科目・共通科目を単位修得済の場合に、科目ごとに共通科目(教養)または自由選択科目のいずれかで「T0」認定することを個別に審査するものとする。

### (認定の決定)

第3条 前条に規定する単位認定は、各学部運営委委員会の議を経て行う。

### (定めのない事項)

第4条 この規程に定めのないものについては、転部・転専攻した年次に適用される学則並びに学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程を準用する。

### (事務の所管)

第5条 この内規に関する事務は、大学事務局教務・国際交流課が所管する。

### (内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、学部運営委員会の議を経て行う。

### 附 則

1 この内規は、令和4年10月1日から施行する。